

平成27年10月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 横山貴士  
平成27年(レ)第36号 貸金請求控訴事件(原審・島田簡易裁判所平成26年(イ)第  
199号)

口頭弁論終結日 平成27年8月20日

判 決

大阪市淀川区西中島五丁目7番11号

控訴人(原告) 株式会社ギルド  
同代表者代表取締役 中野大輔  
同代理人支配人 渡辺康平

静岡県

被控訴人(被告)

同訴訟代理人弁護士 霽岡寿治

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、28万3131円及びうち8万0652円に対する平成26年4月11日から支払済みまで年26.28パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

本件事案の概要は、原判決1頁23行目の「平成13年7月3日」を「平成14年6月27日」と、「32万5984円」を「34万3418円」と改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」に記載の

とおりであるから、これを引用する。

### 第3 当裁判所の判断

1 前提事実に加え、各認定事実末尾に掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 被控訴人は、平成25年3月1日当時、肩書住所地の建物（以下「被控訴人宅」という。）において祖母と二人で暮らしていたところ、同日頃、被控訴人宅のポストに、控訴人作成の「訪問通知書」と題する書面が投函された（乙1及び乙4）。当該書面には、担当者として控訴人従業員■■■の名前及び「平成25年3月11日までに下記ご請求金額をお支払い下さい。」、「請求金額 金760,943円」との文言が記載されていた（乙1）。

(2) 平成25年3月6日午後3時30分頃、短髪で恰幅がよく、上背のあるスーツ姿の控訴人従業員■■■（以下「訴外■■■」という。）が被控訴人宅を訪問した（甲5、乙4及び乙6の2）。訴外■■■は、訪問当初は丁寧な口調であったが、被控訴人が返事をしなかったことから、口調が乱暴になった（乙4及び乙6の2）。訴外■■■は、「何度も通知を出している。」、「連絡くらいよこすのが普通だ。」、「このままだと職場に連絡するよ。」、「仕事ができなくなったら困るでしょう。」、「近所の人々に知られたら体裁が悪いでしょう。」などと言った（乙4及び乙6の2）。

そして、訴外■■■は、控訴人宇都宮支店担当者である■山■（以下「訴外■山」という。）に電話をし、被控訴人と話をさせた（甲5及び乙4）。訴外■山は、被控訴人に対し、請求額は一括で支払ってほしいこと及び裁判で控訴人の言い分が認められた場合には差押えを申し立てることがあること等を告げた上で、いくら程度であれば支払うことができるか尋ねた（甲6及び乙4）。これに対し、被控訴人が手持ちの3000円であれば支払える旨答えたことから、訴外■山は、被控訴人に対し、3000円を

訴外■に支払うよう伝えた（甲6及び乙4）。そこで、被控訴人は、訴外■に対し、手持ちの3000円を支払った（甲5、乙4及び乙6の2）。

2 これらの事実を前提に、被控訴人が消滅時効の援用権を喪失したか否かを検討する。

(1) 債務者が消滅時効完成後に債務の承認をした場合、債権者は、債務者もはや時効を援用しないと信頼するのが通常であるから、債務者が時効完成の事実を知らなかったときでも、債務者が以後当該債務の時効を援用することは、債権者の上記信頼を害し、信義則上許されない（最高裁判所昭和37年(オ)第1316号昭和41年4月20日大法廷判決・民集20巻4号702頁）。そして、信義則に反するか否かの判断は、個々の事件における個別具体的な事情を総合してなされるところ、債権者の上記信頼が信義則上保護に値しないような場合は、債務者はなお消滅時効の援用権を喪失しないというべきである。

(2) そこで、上記の見地から本件について検討するに、控訴人は、貸金業者であって、控訴人と被控訴人の間の金銭消費貸借契約における取引履歴を把握し、当該契約に基づく貸金債務（以下「本件債務」という。）については既に商事消滅時効が完成したことを知悉していたものと推認できるところ、その上で被控訴人宅を訪問して本件債務の取立てに及んだものであるのに対し、被控訴人は、当時、本件債務について商事消滅時効が既に完成し、これを援用しさえすれば本件債務の支払を免れることができることを知らなかつたものと認められる。そして、上記のとおり、被控訴人は、訴外小松及び訴外■から、請求金額である約76万円全額を一括で支払うよう求められ、「このままだと職場に連絡するよ。」、「仕事ができなくなったら困るでしょう。」、「近所の人に知られたら体裁が悪いでしょう。」などと言われ、差押え等の法的手続について言及されたこと等から、

やむなく手持ちの3000円を支払うに至ったことが認められる。この点、確かに、訴外■の訪問並びに訴外小松及び訴外■山の上記各発言は、それ自体違法なものとはいえないものの、訴外小松らの上記各発言の内容及び趣旨等を総合し、本件に顕れた一切の事情を考慮するならば、控訴人は、被控訴人宅を訪問して請求金額全額を一括で支払うよう求めることにより被控訴人を困惑動搖させるとともに、被控訴人の消滅時効に関する法的無知に乘じ、わずかの金額でも早急に支払わなければならぬかのような心理状態に誘導し、少額の支払をさせたということができ、控訴人による当該取立ては、事前に被控訴人の消滅時効援用の方途を封じ込めようとの意図の下に行われたものと認めるのが相当である。

以上によるならば、控訴人が、被控訴人がもはや本件債務について消滅時効を援用しないと信頼したとしても、その信頼は、信義則上保護に値しないというべきである。したがって、被控訴人は、本件債務の消滅時効援用権を喪失したとはいはず、被控訴人の消滅時効援用の意思表示により、本件債務は消滅したものである。

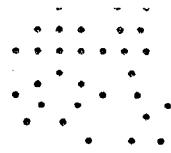
### 3 結論

上記検討結果によるならば、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴には理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法67条1項本文、同法61条を適用して、主文のとおり判決する。

静岡地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 細矢 郁

裁判官 小松美穂子



裁判官 大 村 明 菜

これは正本である。

平成 27 年 10 月 15 日

静岡地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官

